

甲府市建設工事写真電子納品要領

(目的及び範囲)

第 1 この要領は、甲府市が発注する建設工事の完成図書の内、工事写真の電子納品について、必要なことを定める。なお、この要領の対象となる工事は、請負金額 200 万円以上の工事とする。

ただし、請負金額 200 万円未満の建設工事においても工事写真を電子納品する場合は、本要領の定めによるものとする。

(定義)

第 2 電子納品とは、最終成果品としての工事写真を電子成果品として納品することをいう。

2 電子媒体とは、電子成果品を格納したCD-R、またはDVD-Rをいう。

(ファイル形式)

第 3 電子納品するデータのファイル形式は次のとおりとする。

(1)PDF形式

(2)EXCEL形式

(3)XML形式での提出については次のとおり。

①写真ファイルの記録形式はJPEGとする。

②参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとする。

③写真管理ファイルのファイル形式はXMLとする。

(フォルダー構成)

第 4 フォルダーの構成は、次のとおりとする。

(1)PDF形式、EXCEL形式:

工事件名フォルダの直下に各工種別作業写真データファイルを置く。

(2)XML形式:

PHOTOフォルダの直下に写真管理ファイルとPICフォルダ(写真フォルダ)、DRAフォルダ(参考図フォルダ)を置く。

(写真管理項目)

第 5 写真管理項目は、下記「工事写真分類」を基本とし、工事内容に合わせて項目の追加・削除を行うものとする。

[工事写真分類]

工 事 写 真	着手前及び完成写真(部分払出来形写真等含む)
	施工状況写真
	安全管理写真
	使用材料写真
	品質管理写真
	出来形管理写真
	災害写真
	その他(公害、環境、補償、事故写真等)

(ファイル命名規則)

第 6 ファイル名・拡張子は、工事件名または半角英数文字とし、ファイル名 8 文字以内、拡張子 4 文字以内とする。

(写真編集等)

第7 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

(有効画素数)

第8 有効画素数は、黒板の文字が確認できることを前提に、100～300 万画素程度とする。

(撮影頻度と提出頻度の取り扱い)

第9 写真の原本を電子媒体で提出する場合は、山梨県県土整備部 写真管理基準に準ずる。

(電子媒体の表記規則)

第10 電子媒体に記載する項目は以下のとおりとする。格納する CD-R(白色)または DVD-R(白色)に直接専用プリンターで、必要項目を黒色で記載するものとする。

- ① 工事名称
- ② 工事場所
- ③ 契約番号
- ④ 発注担当部署
- ⑤ 請負者名称
- ⑥ 作成年月
- ⑦ 何枚目/総枚数
- ⑧ ウイルスチェックに関する情報
- ⑨ CD-R または DVD-R フォーマット形式
- ⑩ 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

(ウイルスチェック)

第11 受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。

(電子成果品のチェック)

第12 受注者は、写真を XML 形式で提出する場合は、「山梨県県土整備部電子納品チェックソフト」(以下、「(県)電子納品チェックソフト」という。)によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、チェック結果を印刷したものを提出するものとする。なお、この際の記入例を示す。

- ① 工事番号は契約番号の頭に年度を西暦で付けるものとする。

(例 20164271000023)

- ② コリンズ未登録の場合 0を入力するものとする。
- ③ 発注者コード 51901208を入力するものとする。発注者は、提出されたチェック結果を確認し、電子媒体管理書とともに、契約書類と併せて保管すること。

(電子媒体管理書)

第13 電子媒体を納品する際は次の項目を記載した電子媒体管理書(紙)を提出する。発注者は、提出された電子媒体管理書を契約書類と伴に保管するものとする。

- ① 工事名
- ② 年度
- ③ 契約番号
- ④ 箇所名
- ⑤ 工事完成日
- ⑥ 請負社名
- ⑦ 発注部署名

⑧ ウイルスチェック情報(使用ソフト、定義ファイル、チェック年月日)

⑨ 協議済エラー内容(必要により記入する)

(提出部数)

第 14 電子媒体は、正 1 部を納品する。

(留意事項)

第 15 納品する電子媒体には、原則、自動起動するソフト(ビューソフトなど)は格納しないものとする。

ただし、XML 形式で作成したものについては、自動起動するソフトを格納するものとする。

(その他)

第 16 諸事情により電子納品できない場合においては、監督員と協議の上、従来どおり工事写真を紙へ印刷したものでの提出ができるものとする。

第 17 この要領に記載されていない電子納品に関わる事項は、次の情報管理基準に準ずるものとする。

①写真管理基準(山梨県県土整備部)

②電子納品要領(山梨県県土整備部)

③電子納品要領運用マニュアル(山梨県県土整備部)

(附則)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。